

山梨県富士北麓公園 管理運営業務の内容及び基準

目 次

- 1 はじめに
- 2 運営管理業務
 - (1) 公園全般について
 - (2) 有料公園施設（スポーツ施設等）運営業務
 - (3) 施設別留意事項
 - (4) 経営管理業務
 - (5) スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務
 - (6) 自主事業
 - (7) 環境への配慮
- 3 維持管理業務
 - (1) 公園全般について
 - (2) 施設別留意事項
- 4 平等な利用の確保
- 5 県の承認事項について
- 6 添付資料
 - ・ 位置図
 - ・ 公園区域図
 - ・ 公園施設一覧表
 - ・ 備品、備品相当品一覧表
 - ・ 有料公園施設利用実績一覧表
 - ・ 令和4、5、6、7年度管理費実績一覧表
 - ・ 令和4、5、6、7年度運営管理・維持管理業務実績一覧表
 - ・ 令和4、5、6、7年度スポーツ振興事業実績一覧表
 - ・ 令和4、5、6、7年度修繕実績一覧表
 - ・ 利用料減免一覧表
 - ・ 主要公園施設平面図
 - ・ 新規に行う業務一覧表
 - ・ 建築物点検マニュアル
 - ・ 自動体外式除細動器管理仕様書

1 はじめに

本書は、山梨県富士北麓公園の管理運営業務に関し、山梨県が指定管理者に要求する管理基準を示すものです。

過去の具体的な内容は、別添「令和4、5、6、7年度運営管理・維持管理業務実績一覧表」をご覧ください。

2 運営管理業務

運営管理業務は、レクリエーションやスポーツの場等の公園が持つ様々な機能を十分に発揮させ、県民等が公園を利用しやすいようにサービスを提供するものです。

(1) 公園全般について

○ 施設管理

① 管理体制

- ・ 適正な職員の配置・組織を行い、管理責任者を明確にすること。
- ・ 職員の資質、知識向上等の育成に努めること。

② 拾得物・残置物の処理

- ・ 拾得物は拾得物台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届け出ること。
- ・ 園内に残置された自動車等で持ち主が不明であり、警察官立ち会いのもとで明らかに廃棄物と判断されたものについては、一定期間保管した後処分すること。
- ・ 廃棄物かどうか疑わしい場合は、県の指示に従うこと。

○ 利用促進

① 広報等

- ・ 利用促進を図るため、次の例を参考に、積極的かつ効果的に宣伝・情報提供を行うこと。

例

来園案内・施設案内のパンフレットの作成、配布

ホームページやSNSの開設、更新

事業概要等の資料の作成、配布

必要に応じて、情報誌等への掲載、振興事業等のチラシ等の作成、配布

② 各施設（有料公園施設を含む。）の利用促進の方法を企画・実施すること。

③ ボランティアの活用

- ・ ボランティアとの協働、連携に配慮し、管理への県民参加の促進等を図ること。

④ 住民・利用者参加による管理運営

- ・ 指定管理者と地域住民及び利用者が一体となって公園の運営や維持管理等を行う方法

を企画し実施すること。

⑤ 周辺地域との連携

- ・ 周辺地域、関係団体、市町村等と連携し、周辺地域の活性化の取り組みを行うこと。

⑥ 県が取り組む施策の推進

- ・ 県が策定した「山梨県スポーツ推進計画」の内容に沿った自主事業を企画し実施すること。

○ 利用者サービスの向上

公園利用者の満足度は、利用者へのアンケート調査において「満足」「どちらかといえば満足」の合計が80%以上となることを目標とすること。

① 利用案内等

- ・ 公園利用者が円滑な活動ができるように、必要な指導・助言等を行うこと。
- ・ ホームページ、リーフレット等で、利用者が必要とする情報を事前に提供すること。
- ・ 電話等での問い合わせへの対応、来園者や見学者への施設案内等適切な対応を行うこと。
- ・ 利用に関する疑義等で特異なものについては、県に報告すること。

② 利用者対応

- ・ 接遇の向上に努めること。

③ 苦情・要望

- ・ 苦情・要望は、とりまとめ等を行い定期的に県に報告するとともに、管理業務に反映すること。

④ 利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

- ・ 指定管理者は、利用者等を対象にアンケートを行い、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。
アンケートの内容については、県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及び業務改善の状況を取りまとめ、定期報告書にて提出すること。
アンケートの実施に当たっては、二次元コードを活用した電子アンケート回答方式を導入するなど、回答の利便性の向上及び回収率の向上を図ること。
あわせて、利用団体に対してアンケートへの協力を依頼するなど、スポーツ目的以外の利用者を含めた幅広い意見収集に取り組むこと。

⑤ キャッシュレス決済の導入

- ・ 指定管理者は、利用料金等の收受窓口において、コード決済に対応すること。自主

事業についても、利用者の利便性向上につながるようキャッシュレス決済の導入に努めること。

- ・ なお、令和9年4月末までに、導入すること。

⑥ 禁止行為等

- ・ 山梨県都市公園条例に規定されている禁止行為又は許可なく行っている制限行為は、中止するよう指導を行うこと。

⑦ 喫煙スペース

- ・ 建物内は禁煙とし、喫煙スペースを建物外に設置すること。

⑧ ホームレスの取り扱い

- ・ ホームレスが起居の場所として使用している場合は、関係機関と協力して必要な措置をとること。

⑨ 情報公開

- ・ 管理業務について情報公開の方法を定めること。

○ 保安・リスク対応

① 警備

- ・ 利用者の安全確保、財産の保全のため、機械警備と巡回警備を行うこと。
- ・ 大会・イベント等の開催時における来場者・自動車等の誘導・警備は、主催者が行うことを原則とする。

② 事故防止対策

- ・ 園内の日常点検においては常に事故防止の観点に留意し、異常を発見した場合は、直ちに修繕を行い、必要な場合は施設の使用禁止、立ち入り禁止等の措置をとること。
- ・ 夜間照明、防護柵等の安全施設については、適宜整備点検し利用者の事故防止に努めること。
- ・ 危険な行為をしている利用者に指導等を行い、利用者の安全に努めること。
- ・ 事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。

③ 緊急対応体制の確立及び非常時の対応

- ・ 事故や警報発令時、災害時などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立すること。
- ・ 事故が発生した場合は、被害者の救済、保護などの応急措置を講じる他、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。
- ・ 重大な事故については、直ちに書面で県に報告し、その指示に従うこと。

- ・ 自動体外式除細動器（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。
管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器管理仕様書」に基づくこと。
- ・ 災害や事故が発生した場合を想定した対応マニュアルを策定し、災害時における防災活動拠点としての受け入れ訓練、公園利用者の避難誘導訓練等、それぞれの災害や事故に応じた訓練を年1回以上実施すること。
- ・ 火事の発生等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- ・ 大地震発生時等の防災活動拠点及び避難地として利用する場合の対応計画を作成し、優先して広域応援部隊、避難者等を受け入れるとともに、県の指示に従うこと。
- ・ 国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講じること。

④ 気象情報発令時等の対応について

当該公園所在市町に気象情報（注意報、警報等）が発令された場合もしくは発令される見込みである場合には、次表のとおり気象情報発令時等の体制をとるものとする。

なお、発令地域が近隣市町村であった場合、または県災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合には、県の判断によりこれに準じて必要な配備体制をとることを要請する場合がある。

| 気象情報等の状況 | 配備体制 |
|----------------------------------|---|
| 大雨・洪水・大雪 いずれかの注意報発令時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令に備え、準備体制をとる。 |
| 大雨・洪水・大雪・暴風（雪）いずれかの警報発令時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内に職員（原則2名以上）が配備し、園内の災害に関する情報収集を行う。 ・ 県との即時連絡体制をとる。 <p>※警報等解除後、速やかに園内パトロールを実施し、安全な利用に支障がある場合には必要な措置をとる。（夜間で点検者に危険が及ぶ可能性がある場合には、夜明け後速やかに実施する。）</p> |
| 台風に関する気象情報により、関連する気象警報の発令が予測される時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令時に速やかに体制構築できるよう、発令予測時間等の情報収集に努める。 ・ 警報発令時の速やかな参集及び参集時の安全確保のため、必要に応じて公園内に事前配備を行う。 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内に職員（原則2名以上）が配備し、地震発生に備える。 ・ 県との即時連絡体制をとる。 |

上記に規定する配備体制が円滑に構築されるよう、指定管理者は災害配備対応マニュアル

を整備し、体制の構築及び平時の訓練等を適切に実施するものとする。

⑤ 地震時の対応

a 実施時期

- ・甲府地方気象台において震度4以上が観測された場合、当該公園所在市の指定管理者は下記点検実施基準のとおり行うこととする。

なお、観測地域が近隣市町村であった場合には、県及び指定管理者の判断によりこれに準じて実施することを妨げないものとする。

表1 公園の設置された市町において震度4以上が観測された場合の点検実施基準

| 点検区分 点検実施基準 | 1次点検 | 2次点検 |
|---------------------------|---|--|
| 実施時期 | 発災後 3 時間以内 (夜間も含む。ただし点検者の安全確保が困難な範囲は、夜明け後速やかに実施する。) | 発災後 24 時間以内 (日中の明るい時間帯) |
| 公園利用者の 安否確認点検 最優先事項 | 公園全体にわたって公園利用者の安否確認を行う。 | — |
| 施設点検実施範囲 | 震災時利用計画に示されている公園施設の範囲(進入路等として使用が想定されている園路を含む) | 左記を含めた公園区域全体 |
| 施設点検内容 | 防災活動拠点として施設利用が可能かどうかという視点で、施設毎に点検を行う。(進入路等として使用が想定されている園路を含む) | 施設の安全な使用が可能かどうかという視点で、公園区域全体の全ての施設を対象に点検を行う。 |

b 実施範囲

- ・公園敷地全体及びその周辺。

点検を効率的かつ迅速に行うため、あらかじめ点検ルート及び点検順、点検班割等を整理しておくこと。

c 点検結果の報告

- ・1次点検、2次点検それぞれの終了後速やかに、県あてに結果報告するものとする。

d 点検内容

- ・表1の点検基準に示すとおりとし、損傷等、危険な状態が確認された場合はバリケードを設置するなど、一般の公園利用者が立入出来ないようにすること。

e その他

- ・ 管理者勤務時間帯以外の災害発生時に備え、初期参集職員から順次点検実施できるよう、緊急連絡網のほか、参集体制表等により整理しておくこと。
- ・ 1次点検において必要な施設点検の実施範囲について、あらかじめ県と協議のうえ整理しておくこと。
- ・ 防災活動拠点公園においては、活動拠点としての機能確保が可能か否かを早期に判断することを重点事項として点検実施できるよう、点検箇所・項目等必要な事項について県と協議のうえ整理しておくこと。

⑥ 賠償責任保険

- ・ 利用者に係る賠償責任保険に加入すること。
 - a 加入する賠償責任保険
県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険とする。

b 保険の内容

| | | |
|------|--------|-------------|
| 対人賠償 | 1名につき | 200,000千円以上 |
| | 1事故につき | 400,000千円以上 |
| 対物賠償 | 1事故につき | 5,000千円以上 |

○ 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、県を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行えるよう契約条項の見直しを行うこと。

(2) 有料公園施設（スポーツ施設等）運營業務

○ 供用日等

① 供用日及び供用時間

- ・ 次表のとおりとします。ただし、毎週火曜日は休業日とし、この日が休日の場合はその翌日を休業日とします。
- ・ 利用者の安全を確保するために緊急に休業する必要性が生じた場合は、県に報告するとともに休業とすることができます。
- ・ 摘要欄記載事項は、競技場の状況等により変更することができます。
- ・ 供用日及び供用時間を変更する場合は、様式1により協議のうえ県の承認を得て変更することができます。
- ・ 施設整備のため県の都合により臨時に休業することがあります。

| 有料公園施設名 | 供用日 | 供用時間 | 摘要 |
|--------------------|-----------|------------|---------------------|
| 富士山GXスタジアム（陸上競技場） | 1/4～12/28 | 8:30～21:00 | 12月～3月は冬季整備のため休業とする |
| フリーウエイトトレーニング室 | 同上 | 同上 | |
| 屋内練習走路（富士ウッドストリート） | 同上 | 同上 | |
| 野球場 | 同上 | 8:30～17:30 | 12月～3月は冬季整備のため休業とする |
| 球技場 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 体育館 | 同上 | 8:30～21:00 | |

② 休業日の取扱い

- ・ 原則として競技、準備等を問わず貸し出さないこと。
- ・ ただし、大会等の規模、日程、内容により実施せざるを得ないものについては、利用を認めるものとし、通常料金を徴収してください。

○ 利用調整業務

- ・ 次表の区分により県有スポーツ施設の年間の利用調整を行うこと。
ただし、休日に一般利用者が利用できる日を確保することと、芝生の養生期間の確保等施設の維持管理を妨げないこと。
- ・ 大規模な競技会、イベント等について、利用年度の前年度にあらかじめ競技会等の主催者、競技団体等から利用計画書を徴し、年間利用調整を行うこと。利用調整会議のメンバー及び対象施設は以下のとおりです。

メンバー：県、県教育委員会、やまなしスポーツエンジン、指定管理者、県スポーツ協会と傘下の競技団体等

対象施設：小瀬、北麓、緑が丘、御勅使南の各公園に有するスポーツ施設及び飯田野球場
なお、利用調整会議に係る経費については、利用調整会議の主催者と協議の上負担をして下さい。

| 区 分 | 対 象 | 調 整 方 法 | 決 定 手 順 | 備 考 | |
|-----|--------|---|--|--|--|
| 1 | 特例許可 | 公共性の強い団体等が開催する国際的・全国的規模の競技会や催し物で準備や周知期間等から第一次調整以前に会場の確保が必要となるもの | 県の指示による | 県の指示による | |
| 2 | 第1次調整 | 全県的規模以上の競技会、催し物 | 次の優先順位により第1次調整会議を開催する。 1 国際的競技会 2 全国的競技会 3 関東規模以上の競技会 4 やまなしスポーツエンジンが企画・実施する事業 5 全県的競技会 | 2月上旬にスケジュール調整会議を開催し翌年度の利用日を決定する。 | ・第1次調整会議メンバー 県、県教委、やまなしスポーツエンジン、指定管理者、県スポーツ協会と傘下の競技団体等 ・相互に調整する施設 小瀬、北麓、緑が丘、御勅使南の各公園に有するスポーツ施設及び飯田野球場 |
| 3 | 第2次調整 | 上記1, 2で決定した日以外の空き日の利用 | 次の優先順位により第2次調整会議を開催する。 1 地域、団体、学校、職場などが行うスポーツ大会 2 境域、文化、福祉の向上、産業の振興などの目的で公益性の高い催し物 | 翌年度の4月～11月の利用希望を2月、12月～3月の利用希望を7月に受け付け調整のうえ利用日を決定する。 | |
| 4 | 一般利用 | 上記1, 2, 3で決定した日以外の空き日の利用 | 平等な利用を確保すること | | |
| 5 | 夜間利用調整 | 小瀬スポーツ公園の庭球場、球技場、陸上競技場、野球場の夜間利用 | 平等な利用を確保すること | | |

※ 令和8年度以降実施される行事で年間利用調整が済んでいるものは、今回指定する指定管理者が引き継ぐものとする。

○ 利用承認等

① 予約・受付（利用の承認）

- ・ 有料公園施設及び設備器具の予約及びキャンセルの受付を行うこと。
- ・ 天候不良等により施設の利用が不可能と判断した場合は、事前に予約者に電話連絡し、利用者の利便を図ること。
- ・ 有料公園施設の利用開始時間の前後は、電話での問い合わせに対応できる体制を整えること。
- ・ 平等な利用の確保に努めること。
- ・ 利用券等の様式は、指定管理者が定めること。
- ・ 施設の設置目的に合致した利用を優先すること。
- ・ 次に該当する場合は、利用の承認をしないこと。また、承認を取り消すこと。
 - a 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき
 - b 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき（芝生の養生期間も含む）
 - c 管理上支障があると認められるとき
- ・ 業務日誌により特記事項等を記載した利用状況実績報告書を作成すること。
- ・ 施設の貸し出し時及び終了時には、職員が立ち会うこと。
- ・ 電話、窓口以外に一部の施設についてはインターネットによる「やまなしくらしねっと (<https://s-kantan.com/pref-yamanashi-u/>)」での予約や空き情報の提供が可能となっていることから同システムを並行活用すること。
- ・ 現在同システムによる予約対象施設は、体育館の1施設で、その他の施設については空き情報の提供のみとなっています。

② 広告設置の承認

- ・ 有料公園施設について大会等の専用利用時における広告設置の承認を行うこと。
- ・ 次に該当する場合は、設置の承認をしないこと。また、承認を取り消すこと。
 - a 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき
 - b 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき
 - c 管理上支障があると認められるとき
 - d 当該有料公園施設利用者以外も対象に表示されるもの

○ 利用料金

① 徴収

- ・ 有料施設の利用料金は条例の定める範囲内で指定管理者が定めることができるものとする。
- ・ 利用料金を変更する場合は、様式2により協議の上、県の承認を得て変更できるものとしします。
- ・ 条例で定める額の範囲内で県の承認を得た額を、有料公園施設利用料、設備器具利用料及び広告設置料として定めること。
なお、利用料金は指定管理者の収入となります。

- ・ 施設の有効活用等から利用料金等の変更が必要な場合は、県の承認を得ること。
- ・ 帳簿を作成し、収入を整理すること。
- ・ 施設利用者の確保や利便性の向上のために回数券について検討し、事業計画書に提案すること。

② 減免

- ・ 次に該当する場合は利用料金等を減額又は免除すること。

| 減 免 対 象 | 減 免 の 額 |
|---------------------|------------|
| 県が公用または公共用として利用するとき | 全額 |
| 知事が特に必要と認めたとき | 知事が相当と認める額 |

※別添「利用料減免一覧表」に記載の大会等は減免の対象としますので、ご留意下さい。

③ 利用料金の還付

- ・ 既に納付した利用料金等は原則還付はしないこと。
ただし、利用者の責めに帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付すること。

○ 安全対策等

① 利用者指導・事故の防止等

- ・ 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導等を行うこと。

② 防犯・防火対策

- ・ 有料公園施設等の出入り口等の施錠、解錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。
また、退場時には特に火気の始末に留意すること。
- ・ 消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立ち会いのうえ、必要な是正措置を講じること。
- ・ 災害時は、利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこと。

(3) 施設別運営留意事項

施設別運営の留意事項は以下のとおりとする。なお、公園施設長寿命化対策事業等のため、指定期間中一定の箇所で行われる予定です。

○ スポーツ施設

① 富士山GXスタジアム（陸上競技場）

- ・ インフィールド内での球技は1日2試合、年間30日までの使用を目安に、フィールド芝生を良好な状態に保つこと。
- ・ スポーツ以外の使用も可能とする。
- ・ ネーミングライツ導入対象施設であるので、命名権者との連絡調整を行い、命名権者の不利益とならないよう運営を行うこと。

- ② 体育館
 - ・ スポーツ以外の使用も可能とする。
- ③ 野球場
 - ・ 硬式・軟式野球以外の使用は原則認めないこと。ただし、芝生グラウンド及びクレイグラウンドに支障がない利用は可能とする。
- ④ 球技場
 - ・ 球技は1日2試合、年間30日までの使用を目安に、フィールド芝生を良好な状態に保つこと。
 - ・ 施設の空いている日は、来園者の休憩、軽スポーツ等に芝生広場として無料解放すること。
- ⑤ フリーウエイトトレーニング室
 - ・ 利用にあたっては、健康運動指導士、トレーニング指導士、スポーツプログラマー等の所有若しくはこれと同等以上の資格等を有することを確認し、同資格若しくはこれと同等以上の資格等を有する者を1名以上含む2名以上の利用でない場合は原則として許可しないこと。
 - ・ トレーニング機器類は、良好な状態に保ち常時使用できること。
- ⑥ 屋内練習走路（富士ウッドストレート）
 - ・ 施設に支障がない場合に限り、スポーツ以外の使用も可能とする。
- ⑦ スポーツ施設フィールド
 - ・ 冬季は、芝生の養生のため、野球場、球技場、富士山GXスタジアム（陸上競技場）のフィールドを原則閉鎖とする。
- ⑧ 夜間照明施設等
 - ・ 夜間利用について、電力を契約電力以上に使用しないように、利用の調整を行うこと。
- その他施設
 - ① 緑地
 - ・ 芝生は、養生が必要な場合を除き、立ち入り禁止としないこと。
 - ・ 公園利用者が、植物にふれあえるように努めること。
 - ・ 消毒等を行う場合は、公園利用者や近隣の住宅等の保健・衛生面に十分に配慮し、風力、風向等に注意し、利用者が少ない日や時間帯に行う等安全で安心な管理に努めること。

- ② 園路広場
- ・ 常に清潔に保ち、利用者の安全な活動が行える状態を保持すること。
- ③ 屋外便所
- ・ 常に清潔な状態に保ち、消耗品を補充すること。
 - ・ 最低限必要な箇所以外の冬季及び夜間の閉鎖は、県の承認を得て行うことができる。
- ④ 園路照明
- ・ 夜間利用者の安全上及び防犯上必要な箇所は点灯すること。
- ⑤ 除雪業務
- ・ 降雪ごとに除雪を行い、体育館利用者等の利便を図ること。
除雪箇所：公園進入路、体育館周り、小駐車場（半分）
- ⑥ 駐車場
- ・ 競技大会等駐車場・駐輪場の混雑が予想される場合は、大会等の主催者に対し、駐車場内及び車両出入口等の要所に車両を誘導する整理員を配置するなど、混雑の緩和、安全の確保について適切な対応を行うように指導すること。
 - ・ 障害者、高齢者及び車椅子使用者等の車両を優先的に駐車できるよう配慮すること。
 - ・ 駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生の未然防止に配慮すること。
 - ・ 管理上支障がある場合は、夜間等の閉鎖を県の承認を得て行うことができる。
 - ・ 原則として、公園利用者の利用に限ること。
ただし、県の要請に基づき大駐車場を富士スバルラインマイカー規制時の臨時駐車場として提供することとなった場合は、適切な対応をとること。
 - ・ 大駐車場は、大会等で利用が想定できる場合以外は、閉鎖することができる。
なお、閉鎖中に駐車場以外の用途で、公園利用者が利用することができるものとする。
- ⑦ 自動販売機等の設置・運営
- ・ 施設の目的を達成し、利用者へのサービスの向上を図るため、公序良俗、青少年の健全育成に反しない範囲で運営する。
サービスについては、指定管理者自らが行うことや委託も可能とする。
設置・管理等に要する費用は指定管理者が負担することとし、都市公園法に基づく設置・管理許可を得ること。
なお、自動販売機の設置・運営に係る収入は指定管理者の収入となります。

過去の売上本数、金額（参考）

| | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 設置台数(台) | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 売上本数(本) | 36,565 | 41,298 | 46,930 | 44,351 |
| 売上金額(円) | 4,709,860 | 6,099,980 | 6,869,440 | 6,713,640 |

※R7年度実績のうち、1～3月分は過去3年間の実績平均を使用し算出しています。

（４）経営管理業務

① 人員配置

- ・ 公園の管理運営業務を円滑かつ適切に遂行することが可能な体制を構築すること。
- ・ 円滑な大会の開催に必要な機器類の操作指導が行える体制を整えること。
- ・ 体育施設管理士やトレーニング指導士等の有資格者等を配置し、各施設を効果的に管理、活用すること。

② 施設の利用制限

- ・ 夜間等に供用しておくことにより管理上重大な支障が生じる場合は、利用者の適正な利用に支障を生じない範囲において、県の承認を得て利用の制限を行うことができます。

③ 台帳の更新、保管

- ・ 公園施設台帳及び備品台帳を更新し、保管すること。

④ 事業計画書（年度別）

毎年度２月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な事業計画書を作成し、県に提出すること。

- ・ 次年度の運営目標
- ・ 委託料に含まれる業務内容
- ・ 管理運営体制
- ・ 管理業務に係る収支予算
- ・ 自主事業の内容及び収支計画
- ・ その他必要な書類

⑤ 事業報告書等

a 定期報告書（事業進捗状況報告）

月例報告書を翌月１０日までに提出すること。主な内容は次のとおりとします。

- ・ 委託料に含まれる業務の実施状況及び自主事業実施状況
- ・ 公園全体利用者数及び有料公園施設利用者数等並びに利用料金収入状況
- ・ 修繕実施状況、外部委託状況等の管理業務の実施状況
- ・ 自己評価

- ・ その他必要な事項

b 事業報告書

条例第17条に基づき、指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。

- ・ 指定管理業務の実施状況
- ・ 利用状況
- ・ 有料公園施設利用料等の収入の実績
- ・ 指定管理業務に係る収支決算
- ・ 自主事業の実施状況及び収支決算
- ・ その他必要な事項

c その他随時報告等

指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

⑥ 管理日報等

- ・ 1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運営業務等や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、保存すること。

⑦ 指定管理者モニタリングの実施

- ・ 指定管理者は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき、山梨県が実施するモニタリングに協力すること。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は詳細な調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。是正勧告等を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

○ 県の求めるサービス水準

県は、指定管理者の運営に対して、施策効果が十分生じているかモニタリングを通じて評価・検証を行うため、県の求めるサービス水準について以下のとおり設定する。

ただし、公園施設の改修工事等を勘案し、年度毎に項目や指標、目標値は変更となることがある。

| | 項目 | 指標 | 目標値 |
|---|-----------------|-----------|---|
| 1 | スポーツ振興イベントの参加者数 | 参加者数 | 前年度の実績を上回る人数とする。 |
| 2 | スポーツ講演会の参加者数 | 参加者数 | 前年度の実績を上回る人数とする。 |
| 3 | 年間利用者数 | 公園の年間利用者数 | 前年度の実績を上回る人数とする。 |
| 4 | アンケート | 施設全般の満足度 | アンケート調査により「満足」「どちらかといえば満足」の合計が80%以上とする。 |

⑧ 県への協力体制

- ・ 県の行う事業・各種調査・資料作成に協力すること。
- ・ 県職員による検査等に協力すること。
- ・ 都市公園法、都市公園条例及び都市公園条例施行規則に基づく申請書、届出書等を受け付け県に提出すること。
- ・ 指定管理業務期間終了後も、指定管理者の調査が行われるため、調査に協力すること。

⑨ 関係機関との連絡・調整

- ・ 各種スポーツ競技団体等関係機関と円滑な連絡・調整ができる体制と手法を確立すること。

⑩ 自己評価

- ・ 自己評価の方法を定め、業務に反映させること。

⑪ 個人情報保護

- ・ 個人情報の保護の方法を定めること。

(5) スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務

富士北麓公園の施設を使用して、県民の健康の増進を図るためスポーツの振興及び普及事業を行ってください。

なお、有料公園施設以外の場所で行う場合は、県の許可が必要となります。

令和4、5、6、7年度の事業概要は、別添「令和4、5、6、7年度スポーツ振興事業実績一覧表」を参考にしてください。

① 内容

- ・ 県民のスポーツに対するニーズの多様化に対応し、年齢、体力、目的に応じたスポーツ活動やスポーツに関する講習会に気軽に参加し、楽しむことのできる機会の充実を図ること。
- ・ 既存のスポーツ愛好者のみならず、スポーツ未経験者やスポーツに関心の薄い層に対しても、イベントや体験機会の提供等を通じて、スポーツに親しむきっかけづくりにつながる事業内容となるよう工夫すること。
- ・ 山梨県スポーツ推進計画との整合性が取れた施策を意識し、事業展開を実施すること。
- ・ 年代・性別・技術の習熟度別またスポーツ等の種類別に年間を通した計画を策定すること。
- ・ 魅力的な企画立案及び新規事業の創設を行うとともに、SNS(X、Instagram等)やホームページ等を効果的に活用した情報発信を行うことにより、参加者数の増加を図ること。
- ・ 公園の利用の促進に寄与するものであること。

② 体制

年間を通して様々なスポーツ教室等が開催できる、専門家を含めた体制を整えること。

(6) 自主事業

自主事業は、公園施設を活用して公園の特色を発揮できるもので、利用者の増や利用者サービス向上に寄与する事業を実施することを期待します。

① イベント、講習会、各種興行

- ・ 指定管理者は、園路・広場又は利用調整後の有料公園施設を使用して、次の条件を満たせばイベント、興行等を自ら開催又は企画・誘致し、指定管理者の収入とすることができます。
 - a 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
 - b 施設又は設備器具を損傷しないこと。
- なお、有料公園施設以外の園路広場等で行う場合は、都市公園法又は都市公園条例による県の行為の許可等が必要です。

② 上記の事業の他、施設の利用促進、利用者の利便性向上、環境に関する啓発等を考慮した事業を提案し、積極的に実施することを期待します。

③ 自主事業を実施できる体制を整えること。

(7) 環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、やまなしエネルギー環境マネジメント

システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

(主な取り組み)

- 1) 山梨県のホームページで公開されているやまなしエネルギー環境マネジメントシステムで定める取組内容(共通実施計画)について、可能な限り実施すること。
- 2) エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- 3) 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- 4) 2)の使用状況等については、県に様式3により報告すること。
- 5) カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策の取組について、可能な限り実施すること。

3 維持管理業務

維持管理業務は、管理運営方針に沿った適正な維持管理を行い、別添「令和4、5、6、7年度運営管理・維持管理業務実績一覧表」を参考に、公園施設を適切な機能と快適で安全な利用ができる状態に維持するとともに、円滑なサービス提供が常に行われるようにすることです。

なお、各業務は出来る限り利用者の妨げにならないようにしてください。

(1) 公園全般について

① 保守管理業務

- ・ 長期的な視点から公園施設の機能と環境を維持し、サービス提供が円滑に行われる状態を常に保つこと。
- ・ 日常的に点検を行い、施設本来の状態を保つこと。
- ・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めること。
- ・ 施設の不具合を発見したときは、速やかに県に報告すること。
- ・ 指定管理期間中において新たに整備する公園施設についても保守管理を行うこと。
- ・ 山梨県都市公園条例に規定されている禁止行為に対する指導及び行為に対する指導を適切に行うこと。

② 建築物及び建築設備の点検業務

指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル(令和8年3月改正 山梨県)」に基づき、建築物及び建築設備について、建築基準法の点検、他法令の点検、長寿命化点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。なお、長寿命化点検はマニュアルによらず全ての建築物及び建築設備を対象とすること。また、長寿命化点検の頻度はマニュアルによらず2年に1回行うこととする。

点検結果については、所定の様式により県へ報告すること。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必要な場合は、速やかに報告すること。

なお、建築基準法第12条による建築物の点検業務は、令和10年度(前回点検日から3年以内ごと)及び令和13年度に実施し、昇降機以外の建築設備の点検業務は、毎年度(1年以内ごと)実施するものとする。

③ 施設修繕業務

天災や老朽化等の指定管理者及び施設利用者が責めを負わない施設又は設備の修繕の経費は、委託料に含まれるものと県が負担するものに分かります。その内容は次のとおりです。

なお、修繕による有料公園施設等の閉鎖に伴う利用料金収入の減については、原則として県は補填することはありません。

また、指定期間終了の施設の返還時には、指定管理者が行った修繕箇所を固定資産から除却し、権利を放棄すること。

a 応急的な修繕

- ・ 公園内における施設又は設備が破損、損壊または老朽化などした場合で、安全又は管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積書作成等を行い修繕を行うこと。
- ・ 修繕に要する費用は、60万円未満の小規模修繕については委託料に含まれます。ただし、指定管理者が60万円以上の修繕を実施する必要がある場合は、あらかじめ県と協議すること。
指定管理者が行った修繕は、箇所、修繕前の状態、内容、費用等がわかる図書を添付した報告書を作成し、県の指示があったときは提出すること。
- ・ 60万円以上の修繕については、速やかに見積書等を添付し県に報告すること。県は報告を検討し必要性を判断して修繕を行います。

b 計画的な修繕・改修

- ・ 公園内における施設又は設備が破損、損壊または老朽化などした場合で、利用者の安全上及び管理運営上緊急に対応する必要がなく、次年度以降の計画的な修繕・改修で対応可能なものについては、修繕・改修項目、内容、方法、必要金額、優先順位等を整理し報告すること。
- ・ 県は報告をもとに計画的に実施する修繕項目を選定し、次年度以降予算の範囲で修繕を実施します。
なお、費用負担についてはaの基準に基づき別途県が指示します。

c 災害による修繕の費用負担

- ・ 災害により発生した被害については、速やかに県に報告すること。
- ・ 台風、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、その大小にかかわらず原則県が負担します。
- ・ 緊急的に必要が生じて指定管理者が修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

④ 備品及び備品相当品保守管理

- ・ 施設における活動に支障をきたさないよう、備品及び備品相当品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品及び備品相当品に係る60万円未満の修繕費のものについては委託料で修繕すること。

なお、修理できない備品及び備品相当品については、県に破損の報告を行うこと。県は必要性を判断して更新を行います。

- ・ 指定管理者が委託料により購入した備品及び備品相当品については、備品台帳・備品相当品一覧表を作成し、適正な管理を行うこと。
- ・ 車両等備品の維持管理経費及び任意保険加入経費は、委託料に含まれます。
- ・ 備品及び備品相当品の管理にあたっては、備品台帳・備品相当品一覧表を保管し、変更があった場合は更新すること。
- ・ なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、購入単価が原則10万円以上の物品をいう。

また、備品相当品とは、取得価格または評価額が3万円以上10万円未満で、通常1年以上使用に耐えると認められる物品であり、指定管理業務の円滑な継続の観点から備品と同様に管理すべきものを指します。

⑤ 清掃業務

- ・ 良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な空間を保つこと。
- ・ 日常的に巡視・点検、清掃（ゴミ拾い）を行い、常に清潔な状態を保つこと。
- ・ 消耗品は常に補充された状態にすること。
- ・ 定期的又は必要に応じて清掃、害虫駆除を行い、施設・設備を良好な状態に保つこと。
- ・ 興行や大会の開催後のゴミ拾い等は、主催者が行うことを原則とする。

(2) 施設別維持管理留意事項

施設別維持管理留意事項は以下のとおりとする。なお、公園施設長寿命化対策事業等のため、指定期間中一定の箇所で工事が行われる予定です。

その際、長期又は短期で施設が使用できない期間があります。

○ スポーツ施設

① 体育館

- ・ バレーボール、バドミントン等の室内競技大会のほかスポーツに関する講演会等の催し物の利用も可能な維持管理を行うこと。
- ・ アリーナ木床を良好な状態に保ち、機能を保持できる維持管理を行うこと。

② 野球場

- ・ プロ野球及び高等学校選手権等公式試合での利用が可能となる維持管理を行うこと。
- ・ グラウンド芝生及びクレーを良好な状態に保ち、芝生については必要な養生期間を確保すること。

③ 富士山GXスタジアム（陸上競技場）

- ・ 公益財団法人日本陸上競技連盟第2種公認の陸上競技場としての機能維持を基本とし、公式競技大会での利用が可能となる維持管理を行うこと。

- ・ 芝生の必要な養生期間を確保すること。
 - ・ ネーミングライツ導入対象施設であるので、命名権者との連絡調整を行い、命名権者の不利益とならないよう運営を行うこと。
- ④ 球技場
- ・ ラグビー、サッカー等の競技のほか公共性が認められる運動会等のレクリエーション大会やスポーツ、教育、文化、福祉の発展のための催し物の利用が出来る維持管理を行うこと。
 - ・ 芝生の必要な養生期間を確保すること。
- ⑤ フリーウエイトトレーニング室
- ・ 各種トレーニング機器の保守点検を定期的に行い、安全管理に努めること。
- ⑥ 屋内練習走路（富士ウッドストリート）
- ・ 陸上競技を中心とした短距離走、跳躍練習、その他各種競技の走トレーニングの利用が可能となる維持管理を行うこと。
- その他施設
- ① 緑地
- ・ 利用者が緑と花の中で活動でき、木陰で休憩ができるように、常に良好な状態を保持し、植物の特性にあった育成管理に努めること。
 - ・ CO₂の削減、生物多様性への配慮、公園内外からの景観の向上、微気象の緩和、防火帯としての機能が発揮できる状態に育成管理を行うこと。
 - ・ 種類により何百年も生きる樹木や大木に育つ樹木は、その長期的な視点から育成管理を行うこと。
 - ・ 雑草が目立たない状態を保持すること。
 - ・ 薬剤散布を行う場合には、公園利用者の保健・衛生面に十分に配慮し、安全で安心な管理に努めること。
 - ・ 樹木の点検に関しては「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月 国土交通省）により行うこと。
- ② 園路広場
- ・ 常に清潔に保ち、利用者の安全な活動が行える状態を保持すること。
- ③ 彫刻、記念碑等
- ・ 常に清潔できれいな状態に保つこと。
- ④ 遊具
- ・ 遊具については、日常点検を実施するとともに、専門技術者による定期点検を年1回以上実施すること。また、定期点検の結果、修繕が必要とされた遊具については、

速やかに修繕するとともに、修繕が完了するまでの間、使用禁止とするなど必要な措置を講じ、安全管理を徹底すること。

- ・ 遊具の点検に関しては「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（平成26年6月 国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（令和6年4月 一般社団法人日本公園施設業協会）に留意すること。
- ⑤ テーブル、ベンチ
- ・ 定期的な点検等を行い、常に清潔で安全に使用できる状態に保つこと。
- ⑥ 上水施設
- ・ 井戸水を使用しているため、地下水とポンプ等の状態を監視し、良好な上水の供給を行うこと。
- ⑦ 調整池
- ・ 大雨や雪解け時の出水に備えるものであるため、非常時に使用できる状態に保持するとともに、常時もきれいな状態を保つこと。
- ⑧ 照明柱・標識柱
- 照明柱・標識柱については、日常点検を実施するとともに、「小規模附属物点検要領」（平成29年3月 国交省）による片持ち式照明の「巡視」＋「中間点検（地上から手の届く範囲に限る）」程度の点検を年1回以上実施すること。また、管球交換等のタイミングに合わせて、近接による点検をあわせて行うこと。また、定期点検の結果、修繕が必要とされた照明柱・標識柱については、速やかに修繕するとともに、修繕が完了するまでの間、必要な措置を講じ安全管理を徹底すること。
- ⑨ 太陽光発電施設
- ・ 太陽光発電施設については、日常点検を実施するとともに、専門技術者による定期点検を4年以内ごとに1回以上実施すること。また、定期点検の結果、修繕が必要とされた施設については、速やかに修繕するとともに、修繕が完了するまでの間、使用禁止とするなど必要な措置を講じ、安全管理を徹底すること。
 - ・ 太陽光発電施設の点検に関しては「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（第2版）」（令和元年12月 一般社団法人日本電機工業会・一般社団法人太陽光発電協会）、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン（令和2年3月新訂版）」（令和2年3月 山梨県）及び「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持に関する条例手引書」に留意すること。

4 平等な利用の確保

公園利用者の平等な利用の確保に努めていただきます。

- ・ 有料公園施設の利用について、平等な予約ができる制度を整えること。

- ・園路・広場等の利用について、平等な利用の確保に努め利用者に指導・助言を行うこと。

5 県の承認事項について

事業計画書等で提案を行った事項については、様式 1、2 を使用し、別途県の承認を得ることとする。

様式 1

山梨県知事 殿

指定管理者

有料施設の利用時間の変更

| 変更理由 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|------|-----|-----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式 2

山梨県知事 殿

指定管理者

有料施設の利用料金の変更

| 変更理由 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|------|-----|-----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

